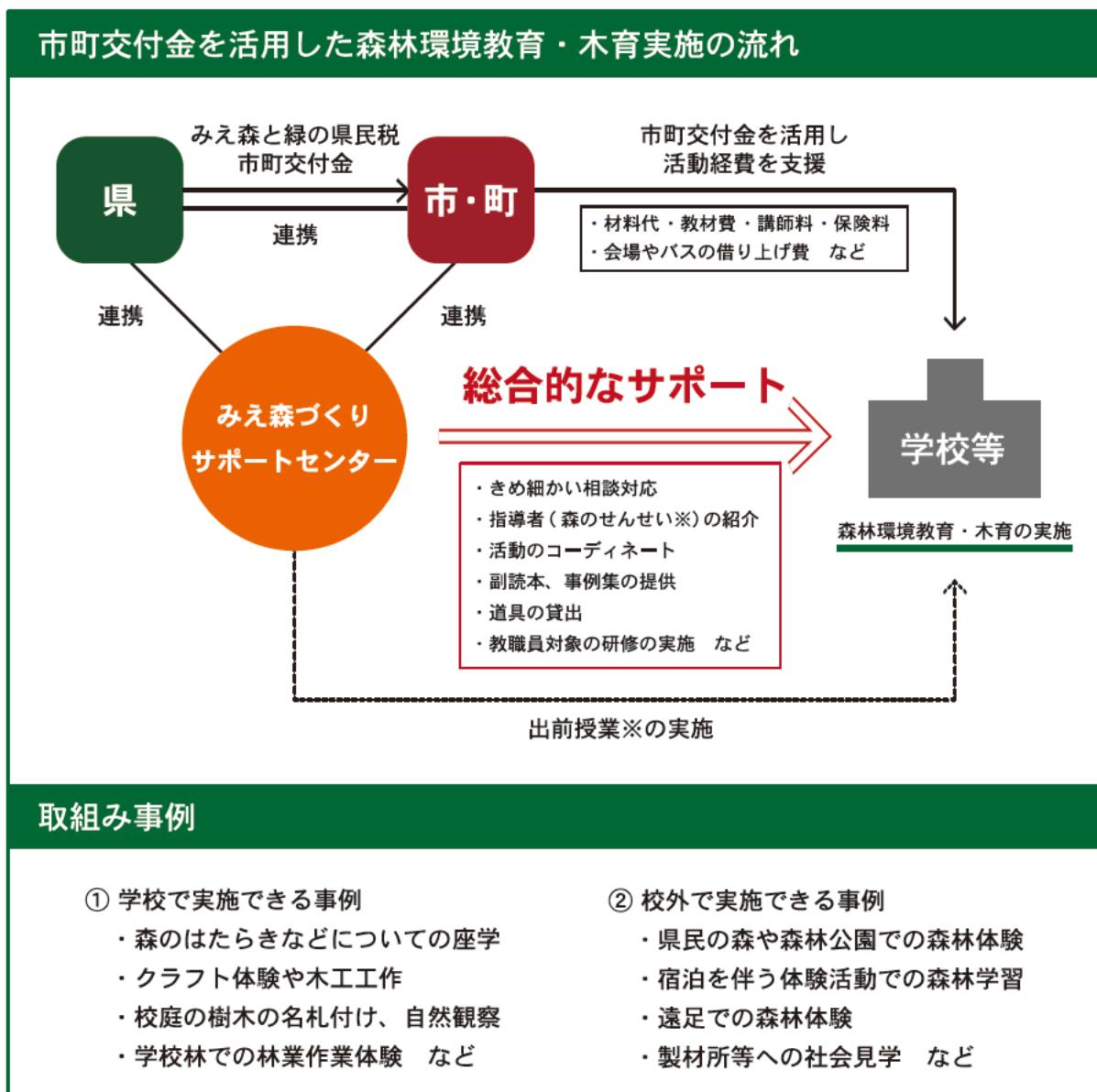


「みえ森と緑の県民税」を活用した森林環境教育・木育について

「みえ森と緑の県民税」では、市町が地域の実情に応じて創意工夫して税の導入目的に沿った施策を展開できるよう、一定の財源を市町に交付する市町交付金制度を設けており、その使途のひとつとして市町が小中学校等での森林環境教育・木育に活用できるようになりました。



※森のせんせい

三重県では、学校や地域で森林環境教育・木育を行える方を「森のせんせい」として登録し、学校などに情報提供しています。情報の一部はホームページで公開しています。

※出前授業

市町交付金事業の対象外となる学校については、サポートセンターが森林環境教育・木育の出前授業に伺います。詳しくはお問合わせください。※年間 10 校程度を予定